

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。

日程第一議案第九十八号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第九十八号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

理事者から説明を受けた後、質疑に入りましたが、特別質疑もなく、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○議長（村尾栄次君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第九十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第九十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君）

日程第二議案第九十九号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第九十九号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、例えば、所得が四百万の方は、六十三年、六十四年度でどの程度の減額になるのか。また、最高の税率の方は何人ぐらいで、一四％から一二％になった場合、どのくらい減額になるのかとの質疑に対し、例えば、夫婦と子供二人の標準家庭で年収四百万円の場合、六十三年で二万一千百円の減額になる。六十四年度も同じである。最高税率の方は、六十二年で四人おり、平均で約五十万円の減額になるとの答弁がありました。

委員より、今回の減額もマル優廃止との抱き合わせであるから、低所得の人ほど減額より増税の方が大きい。たばこ消費税の延長の問題もあり、この議案には反対であるとの発言がありました。

委員より、従来三月には大幅な地方税法の改正が行われているが、今回、ここで出されたので、来年の三月にはないのか。また、配偶者特別控除が新設されたが、配偶者控除との関係はどうか。年金が雑所得となると給付所得控除は受けられないのかとの質疑に、来年三月には固定資産税を中心とした税法改正が予定されておる。配偶者特別控除の新設により、妻の所得が九十万円を超えた場合でも税負担が緩和される。また、年金は雑所得に変わった場合、公的年金等の控除という形になるとの答弁がありました後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君）

以上で委員長の報告は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第九十九号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

まず、何よりもこの税条例は公約違反のマル優廃止が前提となっていることとあります。政府は、マル優廃止を考慮しても、すべての階層が減税になるとの試案を発表しましたが、これはとんでもないペテンであって、国会論議を通じても明らかのように、庶民の八割は、所得税、住民税の減税が吹っ飛んで増税になってしまふものであります。

また、減税規模が余りにも小規模であるということです。国の規模でいえば、この十年間、個人住民税の実質増税額は五兆円。この間の減税はわずか五千三百億円にしかならないわけでありまして、したがって、今大幅な減税が求められているところとあります。今回の減税は、そうした点からは大変かけ離れているもので、六十三年度は約五千億円、六十四年度で六千五百億円にしかすぎません。

しかも減税と言いながら、その税率は最低税率を〇・五％引き上げる、最高の税率は二％も引き上げているではありませんか。このために、当市におきましても、最高税率を適用されていた人たちは大変な減税になるわけです。ちなみに四人おるそうですが、平均で五十万円もの減税になるということも明らかにされました。徹底した高所得者減税対策であるわけでありまして、こうした高所得者の皆さん方は、その一方で多額のマル優枠を超えた預貯金等も当然持っているわけでありまして、マル優の方も、マル優枠を超えた場合に三五％の税率が二〇％になる。四割もその面で減税になるわけで、高所得者にとりましては二重の減税になるわけでありまして、

庶民にとりましては、所得税、住民税の減税がマル優廃止ですっ飛んでしまふ。大変な違いであるわけでありまして。到底、私どもはこうしたものを認めるわけにはまいりません。

また、その他、たばこ消費税の期間を延長するというような姑息な手段も、また今回とられます。また医療費控除も足切り五万を十万に上げるといふようなことも含まれておりまして、こうした地方税法の改正について、私ども共産党は反

対するものであります。

国会でも、これは自民党の賛成だけで可決されたというふうに聞いておりますことを申し述べて、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に賛成者、三番野口秀世君。

（三番 野口秀世君登壇）

○三番（野口秀世君） 私は、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

御承知のように、大幅な住民税の減税が実施されたのが昭和五十九年でございます。最近、納税者の多くが税負担の増加を訴えております。今回提案されている条例改正は、昭和六十三年度の税制改正を中心とする地方税の一部を改正する法律を受けての改正であり、その内容についても、世帯としての税負担を抑制するために創設された配偶者特別控除を初め、税率の緩和措置等を中心とする減税措置が盛られており、理事者側の説明によりますと、昭和六十三年年度だけでも約二億円の減税になると言われております。

確かに税率の緩和措置について見れば、最高税率が一四％が一二％になるということは高額所得者にとって有利になるかもしれませんが、それは全体に言えることだと思います。説明を聞きますと、高額所得者の数も当市ではほんのわずかだということでございます。市民の大多数のものが有利になる今回の条例改正を反対するということは、市民の大多数の減税措置を無視することにもなり、極めて重大な問題であります。

したがって、本案について、私はもう手を挙げて賛成をいたしますので、心より賛意を表したいと思います。以上、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第九十九号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって、議案第九十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第三議案第百号福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） おはようございます。御指名がございましたので、議案第百号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たり理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、新たに追加された疾病の対象者数についての質疑に対し、理事者より、両方とも特に聞いていないとの答弁がなされました。

その後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第四議案第百七号東京市町村総合事務組合の設立についてを議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第百七号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、消防の関係で四市ほど加入していないが、なぜか。条件が違っているのではないのかとの質疑に、規模、歴史等の関係もあり独自に行うのではないかと思う。今まで加入していた市の中での検討の結果であり、それについては特に検討していないとの答弁がありました。

委員より、総合的な事務組合というのは自治権の問題であるからすれば異議あることなので反対したいとの発言がありました。

委員より、経費、人員の節減はどのくらいか、また負担金についてはどうかとの質疑に、経費は全体で千五百万円ほど減額になる。人員は三十人から二十六人になる。また負担金については未定だが、福生市で約三十万円くらい減るのではないかとの答弁がありました。

また委員より、類似の組合があるのか、あればなぜ統合しないのかとの質疑に、退職手当組合があるが足並みがそろわないため、現時点では無理であるとの答弁がありました。

その後起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって、議案第七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第五議案第十号福生市と青梅市との間における伝染病患者の収容及び診療に関する事務の委託に関する規約についてを議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、議案第十号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に当たり、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、九市町村の過去の患者発生状況と当市の負担金の推移についての質疑に対し、理事者より、五十七年から六十年では、青梅、福生、秋川、羽村で患者発生があり、毎年二人から五人で、合計十九人発生した。負担金は、六十年六十七万四千三百円、六十一年度は六十八万三千三百円、六十二年度は六十九万三千八百円と増加していたが、統合される六十三年から六十四年五万五千円であるが、暫減し、六十五年からは七十二年までは百五十三万二千円、七十六年度以降は百

五万一千円という推定額になるとの答弁がなされました。

また委員より、大量発生した場合の対応についてと、医療費について甲乙協議して定めた額についての質疑に対し、理事者より、東京都の指導を受けたことも含め、西多摩広域行政圏として、福生、阿伎留、青梅総合病院には口頭で了解を得ており、立川等の伝染病院とも詰めている。医療費については、診療点数に基づく額で、入院費等も含めて一人当たり二十八万円を計上するもので、福生で患者発生がなければ、持ち出しとならないとの答弁がなされました。

審議中、委員より、今後も福生市内で治療を受けられるようすべきである。また、統合という前に百八号、百九号議案との関連から賛成できないとの意見があり、起立採決いたしましたところ、起立多数にて本案は原案どおり可決された次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第六議案第十一号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず、総務委員長村野和一郎君。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第百一十一号中総務委員会所管分につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、歳入全般及び第二表地方債補正につき理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市税の個人分、法人分の今後の税収見込みはどのくらいか。地方交付税について財政力指数が上がった要因は何か。一中の講堂の天井のアスベストの除去についてはどうか。また他の公共施設でアスベストが残っているところはどうかとの質疑に、今後の税収見込みについては、個人分で五千万円ぐらい、法人分で七千万円ぐらいである。財政力指数が上がった要因は、需要も伸びたが、税の伸びにより収入額の伸びの方が大きかったためである。一中の講堂の天井は現在アスベストを撤去したままであり、本予算議決後、復旧工事にかかり三月上旬までには完了したい。また、各学校の機械室のアスベスト撤去については、来年度予算で財政措置を検討したいとの答弁がありました。

委員より、一中の講堂の天井工事については、撤去工事と復旧工事と二度も使えなくなるわけであるから、子供のことも考え、今後はそういうことのないようにとの要望がありました。

次に、教育費を除く歳出について理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、都市施設整備基金をここで積み立てをしているが、今後も六十二年度内で積み立てていくのかどうかとの質疑に、あと三カ月はあるが、できるようならお願いしたいとの答弁がありました。

委員より、当局の場合、財源は全部積み立てをしていく方向であり、当初予算である程度歳出が膨らんでも、その後は新しいものは期待できない。これでは市民に申しわけないし、こういうやり方は許せないとの発言がありました。

次に、教育費に移り理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、温水でプールが使えなくなったときの指導員の補償についてはどうか。また、市営プールの開場期間が減ったことよっての収支はどうなるかとの質疑に、アルバイトの学生については、学校側の都合で中止になった場合は、その日の分は補償して、清掃などできることをしてもらっている。また、開場する前のプールの清掃等については、関連す

る課長会でいろいろ検討し、実際出勤した人数については支払いをしようという協議をした。入場者使用料は、昨年の約六〇%で、収入は三百九十九万三千円で、支出は九百三十六万八千円であるとの答弁がありました。

委員より、プールが温水で使えなくなり、水道料が減ったのであるから、その分をもっと子供たちに還元できるような予算要求をしてはしなかったとの発言がありました後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 次に、建設委員長在原 博君。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) おはようございます。御指名がございましたので、議案第百一十一号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算(第四号)歳出予算のうち建設委員会所管分の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、審査員の報酬ということだが、どのような人に払う報酬なのか。

理事者より、メンバーとしては全体で五人の構成であるが、そのうち三人を不動産鑑定士に専門委員になっていただき、事前審査会を設けて、その届け出があったものについて基準方式にすべきかどうか、適正かどうか、また非常に高額な者に対する第三者鑑定の中の三つの振り分けの仕事をお願いするものである。

委員より、この専門委員である不動産鑑定士三名については、手配されたのかどうか。また、東京都の方から、その前段になる事務の取り扱いをしてくれる人の派遣はされるかどうか。

理事者より、一名については不動産鑑定士を国土庁あるいは東京都から依頼を受けて当たっている第七分会があるが、そのブロックから一名を、それから市が土地を求める場合に依頼していた鑑定士が二名、計三名の手配が整っている。また、たまたま東京都の方から、こういった事務に経験豊かなOB職員を、非常勤特別職員としての取り扱い等の条件のもとにあっせんするとの話があり、そういうことから二名を希望し、都と折衝する中で予定を立てたが、当初、都から示さ

れた要件とはかなり異なり、この事務を消化するには不適当な人材であるとの判断によって断った経緯がある。それで、その職員については、都市開発課職員とパートでとりあえず対応していきたい。

委員より、仮に都のOBが派遣された場合、その職員の人件費については、都の計算に基づく委託事務とは別に補償されるのか。年間大体三百件を予定しているということだが、今の体制で消化できるのか。理事者より、この事務を消化する方法としては、市のOB職員あるいはそのほか適当な人材があれば、それを雇用していく方法もあったが、たまたま都からOB職員のあっせんの話があり、不適当であるということでお断りしたということだが、仮に派遣された場合は、その分だけの補償がされるということではなく、全体の事務費の中で、その分も含めて見ていくということである。年間三百件と仮定して、一カ月大体二十五件、一日約一件となるが、十一月の例をとると十四件であり、何とか事務のおくれもさほどなく、現在の時点では消化していける状況であるが、今後、事務量がふえた場合には、本来業務もあり残業その他で対応していく形になるかと思う。

委員より、今回のこの委託料については、予定的には組んだものだと思うが、予定に沿わないと超過負担につながると思うが、市が負担せずに消化していけるかどうか確認したい。理事者より、今回の委託料は五カ月分の計上であり、平年度で約二千八百三十万円程度の数字になるかと思う。これは、あくまでも年間三百件を処理していくという前提の数字である。この三百件についても一つの目安であり、件数の増減によって委託料も増減する要素は当然持っている。基本的には委託料事務であり、都の一〇〇％経費に基づいて事務を消化していきたいと考えている。

委員より、都市開発課がこの事務によって商工会館に移動したようだが、もくせい会館としての本来の使用目的があったと思うが、この事務が終了した後はどのようにするか。理事者より、この事務が終了した段階で、またもとの位置へ戻る形になるかと思う。

委員より、土木費中の公園維持管理費の中で、急に雨が降った場合、待避できるような屋根つきの建物を設置したらどうかと思うが、その点の考え方について伺いたい。理事者より、市内の完成されている公園の中にもそういった施設を設置している所もあるが、面積の余りない公園については難しいと思うが、中福生、熊川緑地については、現在、設計作業に入っているが、業者との詰めはこれからであり、今後、そういった作業の中で検討していきたい。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に、厚生委員長齋藤 巽君。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、議案第百一十一号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第四号）歳出予算のうち厚生委員会所管分についての審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、ごみ圧縮減容機の設置工事がおくれた理由、再稼働の時期、また職員の対応についての質疑があり、理事者より、当初予算計上時につかなかった国補助が東京都の働きで本年六月に対象となる旨の内諾を得、その後、国との折衝、積算等でおくれたものである。再稼働は十月発注であり、来年二月中ごろをめどとしている。職員については現状で十分対応可能であるとの答弁がなされました。

委員より、保育所措置は三歳未満児に希望が集中し、四歳、五歳児の定員が余り、総定員では余裕があっても、保育率の関係から定員は余っていないとの現象の解消への考えについての質疑に対し、理事者より、園長会等でも再三話をしていくが、園舎や法律との絡みも出てきて非常に頭を悩ましているとの答弁がなされました。

また、委員より、今回の財源振りがえは、当初予算時点で事業内容、措置人員等の確実な捕捉がされていれば補正は必要なかったのではないかと質疑に対し、理事者より、保健衛生総務費では、保健婦の人件費関係の改正の内示が当初予算編成後にあり、児童福祉費では措置人員の変動によるもので、老人福祉費は、高齢者事業団への市の事業委託に係る国の補助であり、正式に六十二年度から始まり、当初、六百二十万円ほど組んでいたものであるとの答弁がなされました。

その後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 議案第百十一号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算(第四号)について反対討論をいたします。

当補正予算では、せっかく市民税で一億四千五百十万円もの財源が確保されておりながら、これが全く生かされていないということがあります。その他の財源も含めまして、都市施設整備基金に一億八千万円を積み立ててしまいましたし、

質疑の中でも明らかのように、今後も積み立てる方向を明らかにしているわけであり、

こうしたようなことを繰り返していくようなことであれば、補正予算は単なる事務的な数字合わせにしかすぎなくなってしまうかれません。私は、絶対にこうしたことを許せないと思います。

また、基地交付金も確定いたしました。前年度と比べましてほとんど変わらず、市民の固定資産税の負担増との格差は広がるばかりでありまして、こうしたことも許されるものではありません。

また、歳出で、特に、私が指摘しておきたいのは、教育費の問題であります。学校管理費の小学校で光熱費減額の五百八十七万円、中学校で同じく光熱費百五十五万五千円、合計七百四十二万五千円の減額は、湯水によるプールの水道料の減免分でありまして、十月初旬に通知があったわけでありまして、この減免分は、当然子供の楽しみのプールが使用できなくなったためのものであるわけですから、子供に還元するような使用をすべきものだとは私は考えるわけであり、

何一つ予算要求をしていないということでありました。

決算委員会の際にも、円高差益の問題で、これと同様のような指摘をしておきましたが、また今回このようなことを平気で行うということは、子供のことなど余り考えていないと思われるような教育行政が行われていると、私は思わざるを得ません。教育費とはいいますが、こうしたことの、やはり最終責任は市長にあると思います。市長の政治姿勢がそ

うしたことになっているのではないかと思わざるを得ません。

私は、こうしたことを厳しく指摘いたしましたので、簡単ではありますが、反対討論とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君)

次に賛成者、七番佐藤慶二君。

(七番 佐藤慶二君登壇)

○七番(佐藤慶二君) お許しをいただきましたので、ただいま議題になっております議案第百十一号につきまして賛成の討論をさせていただきます。

今回の補正は、約一億八千九百万円ばかりの補正でございますが、殊に、今回の市民税におきまして、一億四千五百万円余りの収入増となっておりますが、その反面、地方交付税において約一億円の減額となっておるわけであり、このことは、弱いと言われる当市の財政基盤がそれだけしっかりしてきたということが言えるわけであり、むしろ喜ばしいことであると存じます。

基地交付金関係につきましても、国においては、ゼロあるいはマイナスシーリング予算という悪環境の中で、微増とはいえ減額されずに今日まで来ておりますことは、理事者側の御努力に敬意を表する次第でございます。

また、歳出においては、ことしの夏場における異常湯水による小中学校の水道料の減額など、まことにやむを得ざる内容もありますが、高金利の七小、三中における公団の建てかえ分と、このたび繰り上げて償還するための予算を計上したことは賢明な措置であると思うのであります。

いずれにいたしましても、このたびの補正内容を見ますと、それぞれ十分納得のいくものでありまして、本補正予算に対しまして、賛意を表明いたしましたので、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第百十一号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって、議案第百十一号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 十一時まで休憩いたします。
午前十時四十六分 休憩

午前十一時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七議案第百十二号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。
本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、議案第百十二号につきまして審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に当たり理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、退職被保険者の過去数年の変化についてと高額療養費で二十五件増となっている病気の種類と高額医療についての質疑に対し、理事者より、六十年度は千二百五十九人、六十一年度は千三百七十五人、六十二年十二月一日で千五百九人である。高額医療は特になく、現状ではクモ膜下出血による四十四万円があるとの答弁がなされました。
委員より、一般会計繰出金についての質疑に対し、理事者より、六十二年度中は当初予算内で乗り切れると見ているとの答弁がなされました。

その後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。
何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第八議案第百十三号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、議案第百十三号について審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に当たり理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、サンシャインビルに関係する数字と今後の医療費と福生市からの入所者数についての質疑があり、理事者より、青梅市の老人ホーム入所者では、年間一人当たり六十万円を見ていることから、十二月、一月、二月分として一人当たり十五万円の八十人分で千二百万円を見て、残りの八百五十六万一千円は今後見込まれる医療費を算出している。年間医療費は七千二百万円程度になる。当市の入所者は十四人であるとの答弁がなされました。

その後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。
何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第九議案第百十四号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第百十四号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、歳入面で受益者負担の現在までの全体の収納率と未収納分について、下水道の供用開始された地域での三年経過後のこれからのくみ取り料金の有料化の考えについて。理事者より、全体では九九・五％ほどであり、滞納繰越額については三百九十三万四千円ほどになる。下水道料金とくみ取り料金の関係は一体のもので、その辺も含めて考えているが、くみ取りの有料化については、目標としては六十四年度から

実施していきたいと考えている。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十議案第百十五号昭和六十二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第百十五号昭和六十二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、ことしの夏場は雨が降らず節水を市民にお願いした

が、どのくらいの節水ができたか。理事者より、ことしの夏は水事情が悪く市民には大変迷惑をかけたが、幸い途中で雨も降り、最悪の状態にはならなかったが、お尋ねの、どのくらいの節水ができたかということについては、データは出していないが、ある程度は節水できたと考えている。

委員より、福生市の井戸とそのほかから依存している割合について、また福生市としては、夏、東京都が渇水になっても水が絶えない状態にあるか。理事者より、六十一年度実施で自己水が四一・五三％であり、都水については五八・四七％である。地下水については、地盤沈下等の問題もあり、都の指導によって規制がある。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十一議案第百十六号福生市と秋川市との境界変更について、日程第十二議案第百十七号福生

市と秋川市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について、日程第十三議案第百十八号町区域の変更について以上、

三案を一括して議題といたします。

本三案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第百十六号、議案第百十七号、議案第百十八号につい

て委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

議事に入る前に休憩をとり、現地視察を行いましたから議事に入りました。

この三案については一括して審査することとし、理事者から説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、この地域の方が福生市に編入されることによる行政需要はどのくらいか、住民税はどのくらい入ってくるのかとの質疑に、かなりの部分が既に福生市で行われている。ただ、下水道については用途地域の変更が先行するので、六十四年四月の段階で変更されれば、下水道処理区域の見直しを行い、その後下水道の敷設ということになる。また、し尿とかごみ処理については当然福生市に移る。税については、税法上の諸手続の問題があり、決定した段階で御相談したい。六十二年度の秋川市の課税状況による試算では、市民税、固定資産税、軽自動車税等合わせて三百三十一万九千円程度であるとの答弁がありました。

委員より、今回の変更について住民にどんな形で知らせてあるのかとの質疑に、十月二十九日に秋川市で説明会を行い、福生市としても変更になれば受け入れたいとの話をしている。また、それ以前にも町会の役員の皆さんには秋川市でいろいろ話をしているようであるとの答弁がありました後、個別にお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十六号、議案第百十七号及び議案第百十八号の三案について一括して採決いたします。